令和６年度　安全衛生改善計画書　（例）

○○工業㈱　○○工場

１．安全衛生方針

　　　「安全は全てに優先する」を行動で示し、労使一体となって、リスクアセスメントを実施することにより、機械・設備の本質安全化を図るとともに、健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理対策を確実に実施することにより、従業員の健康確保を図ることとする。

２．安全衛生目標

　①各職場において、全ての機械・設備、作業について、リスクアセスメントを実施する。

　②前年度２件発生した休業災害、３件発生した不休災害をいずれも０件にする。

　③事業場で定めた基準を超える時間外労働を行った、全ての労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施する。

３．労働災害発生状況（期間：令和５年1月1日～令和５年12月31日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 死亡災害 | 休業災害 | 延労働時間数 | 度数率 | 強度率 | 不休災害（統計外） |
| 4日以上 | 1～3日 | 休業合計 |
| 0　人 | 2　人 | 1　人 | 3　人 | 800000時間 | 3.75 | 0.13 | 5人 |

　＊度数率＝死傷者数／延労働時間数×1000000（100万延労働時間当たりの死傷者数をもって表したもの）

　＊強度率＝労働損失日数／延労働時間数×1000（1000延労働時間当たりの労働損失日数をもって表したもの）

　＊労働損失日数＝休業延日数×300／365　⇒　ただし、死亡の場合7500、身体障害を伴うものは等級に応じ、50～7500とする。

４．重点実施事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 重点実施事項 | 実施内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 担当 | 備考 |
| ①リスクアセスメントの実施 | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | ○ | 各課 |  |
| ⅰ危険有害要因の洗出し | 工場内の全ての機械・設備、作業について、危険有害要因を洗出す。 |
| ⅱリスクの評価と改善措置の検討 | リスクの評価により「受け入れ不可能なリスク」と判定された全てのリスクの改善措置を検討する。 |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  | ○ | ○ | 各課長安衛課 |
| ②機械・設備の安全化 |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  | 担当課 |  |
| ⅰ機械・設備の安全化 | リスクの評価により「受け入れ不可能なリスク」と判定された機械・設備について、工学的対策が可能な箇所に対し、安全装置等の設置を行う。 |
| ③作業方法の改善 |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  | 担当課 |  |
| ⅰ災害防止措置を盛込んだ作業手順等の作成 | リスクの評価により「受け入れ不可能なリスク」と判定された機械・設備、作業について、工学的対策が困難な箇所に対し、作業手順等を作成する。 |
| ④安全衛生活動の活性化 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 各係 |  |
| ⅰKY活動の実施 | 始業ミーティングにおけるKY、非定常作業前のKYを確実に実施する。 |
| ⅱヒヤリ・ハット事例の抽出 | １人月２件の報告を目標とし、ヒヤリ・ハット事例の提出を活性化するとともに、事例の取りまとめを行う。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 各係 |
| ⑤安全パトロール　　　　　　　＊必要に応じ随時実施する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 工場長 |  |
| ⅰ安全パトロール | 工場長パトロール（毎月） |
| 課長パトロール（毎週） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 各課長 |
| 安全衛生スタッフパトロール（毎日） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 安衛課 |
| ⑥健康管理の推進 | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  | 安衛課 |  |
| ⅰ定期健康診断 | 全ての従業員に健康診断を受診させ、その結果に基づく保健指導を徹底する。 |
| ⅱ特殊健康診断 | 有害業務従事者リストを改定し、全員に特殊健康診断を受診させる。 | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  | 安衛課 |
| ⅲ長時間労働者に対する医師による面接指導等 | 事業場で定めた基準を超える時間外労働を行った労働者に対し、面接指導を確実に実施する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 安衛課 |
| ⑦安全衛生教育の実施 | ○ |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  | 総務課安衛課 |  |
| ⅰ管理監督者教育 | ・職長教育・リスクアセスメント担当者研修・KY研修 |
| ⅱ作業者教育 | ・技能講習・特別教育・雇入れ時の安全衛生教育 | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  | 安衛課 |